以下は令和５年５月時点の**「主任更新研修」の受講要件**です。今後、変更の可能性もありますので、主任更新研修に係る情報は、主任更新研修募集案内（都内事業所等に郵送及び東京都介護支援専門員研究協議会のホームページに掲載）などでも定期的に御確認ください。

**参 考**

東京都主任介護支援専門員更新研修の対象者（受講要件）【予定】

原則として、東京都に登録のある主任介護支援専門員（介護支援専門員証の有効期間内にある者に限る）であって、研修申込日の属する月の１日現在において、アからウまでの全てを満たし、主任研修修了証明書又は主任更新研修修了証明書の有効期間（以下「主任の有効期間」という。）がおおむね２年以内に満了する者

|  |
| --- |
| **ア　勤務要件・区市町村推薦要件** |
|  | 都内に勤務（※1）しており、勤務先の所在地がある区市町村が推薦する者（※2）※1　勤務状況については、介護支援専門員としての勤務の有無は問いません。（ここでは、介護支援専門員としての勤務とは、「現にケアプラン（予防を含む）を作成していること」をいいます。）※2　各区市町村における推薦基準等がある場合がありますので、各区市町村担当課に御確認ください。 |
| **イ　主任介護支援専門員としての実践要件** |
|  | **主任介護支援専門員の役割を果たすため、直近の主任研修等を修了した日から研修申込日の属する月の１日までの間に以下の（ｱ）から（ｸ）までのいずれかにより、他の介護支援専門員に適切な助言・指導又は地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践した経験がある者**※他道府県から登録移転（転入）をした場合は、規定中の「東京都」とあるのは「登録移転前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものとします。また、他道府県から登録移転する前の期間に、登録移転前道府県における主任更新研修の受講要件を満たす場合、当該道府県で登録していた期間（※3）に以下要件を満たさない場合であっても、要件を満たすものとみなすことができるものとします。※3　年度途中に他道府県から東京都に登録移転した場合、登録移転した年度は本取扱いの対象となります。**(ｱ)　東京都介護支援専門員研修（※4）の講師（※5）又はファシリテーター（※6）を行った実績がある者**　　※4　東京都介護支援専門員研修とは、「東京都介護支援専門員実務研修」、「東京都介護支援専門員更新研修」、「東京都介護支援専門員現任研修（実務従事者基礎研修・専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）」、「東京都介護支援専門員再研修」、「東京都主任介護支援専門員研修」及び「東京都主任介護支援専門員更新研修」をいいます。　　※5　ここでは「講師」とは、研修の実施機関から講師を依頼され、講義講師又は演習の際に全体的な解説やまとめなどの役割を担う者で、当該研修全体を運営・管理する者をいいます。　　※6　ここでは「ファシリテーター」とは、研修の実施機関からファリシテーターを依頼され、演習の際に各グループに配置され、グループ演習での議論に対して中立な立場を保ちながら話し合いに介入し、議論をスムーズに調整しながら合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を担う者をいいます。なお、事前に研修の実施機関からファシリテーターとしての依頼がなく、当該グループ内で役割分担をする場合にファシリテーターとなった場合は除きます。　　　 （以下の要件も講師及びファシリテーターの定義は同様。）**(ｲ)　東京都介護支援専門員実務研修の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」（※7）において、研修受講者を受入れ、実習指導者として受講者の指導をした実績がある者**　　　※7　実務研修指定研修実施機関の公益財団法人東京都福祉保健財団の依頼に基づき、平成29年1月以降に実施している実習です。**(ｳ)　都内の地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務****に従事している者又は従事した実績がある者（※8）**※8　指定予防支援事業のみ従事している場合は本要件には該当しません。本要件は、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成１８年１０月１８日付老計発第１０１８００１号、老振発第１０１８００１号及び老老発第１０１８００１号）に規定の「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」に従事している（又は従事していた）実績がある方とします。（指定予防支援事業と兼務している場合は含む。）**(ｴ)　都内の居宅介護支援事業所において、管理者の職に従事している者又は従事した経験がある者****(ｵ)　都内の区市町村又は地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参画（※9）した実績がある者（事例提供者として参加した場合は除く。）**　　　※9　「地域ケア会議」とは、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される区市町村又は地域包括支援センターが主催する会議をいいます。（介護保険法115条の48第1項）ここでは「参画」とは、原則、地域ケア会議の委員又はオブザーバー等として地域ケア会議の主催者から主任介護支援専門員（又は介護支援専門員）の代表者とし出席を依頼され、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域づくりを行う一員として携わった場合をいいます。（単に事例を提供した場合や傍聴者として参加した場合は参画とはいいません。）**(ｶ)　都内の区市町村又は地域包括支援センターが実施するケアプラン点検の協力者として、ケアプラン点検を行った実績がある者（事例提供者は除く。）****(ｷ)　都内の区市町村又は地域包括支援センター主催の介護支援専門員向け研修の講師又はファシリテーターを行った実績がある者****(ｸ)　その他、主任介護支援専門員としての役割を実践している者であって、区市町村が認める要件に該当する者（※10）**　　　※10　その他区市町村が認める要件は、勤務先の所在地がある区市町村（別紙２(25～26頁））に御確認ください。 |
| **ウ　主任介護支援専門員としての資質向上要件** |
|  | **主任介護支援専門員としての資質向上を図るため、直近の主任研修等を修了した日から研修申込日の属する月の１日までの間に以下の(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する者**※他道府県から登録移転（転入）をした場合は、規定中の「東京都」とあるのは「登録移転前道府県」、「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えることができるものとします。また、他道府県から登録移転する前の期間に、登録移転前道府県における主任更新研修の受講要件を満たす場合、当該道府県で登録していた期間（※3）に以下要件を満たさない場合であっても、要件を満たすものとみなすことができるものとします。**(ｱ)　 国、東京都、都内の区市町村、都内の地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会及び介護支援専門員等の職能団体（※11）が開催する(※12)ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る研修等（※3記載の研修は除く。）（※13～14）に、直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から令和３年度までの期間に毎年度４回以上（平成２７年度までに主任研修を修了した者については、直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から令和３年度までの期間に毎年度４回以上または主任研修修了日の属する年度（主任研修を修了した日以降に限る。）から令和３年度までの間に年平均４回以上）(※14)参加した者**本要件の該当研修について詳細を記載しています。提出する研修が該当研修か必ず御確認ください。※11　職能団体とは、原則、東京都介護支援専門員研究協議会、都内の区市町村内にある介護支援専門員連絡会等当該区市町村内の介護支援専門員の団体、日本ケアマネジメント学会及び日本介護支援専門員協会とします。ただし、その他の職能団体（介護支援専門員以外の職種（医師、看護師、理学療法士等）の職能団体が主催の研修等についても、介護支援専門員を対象とした研修等であれば対象とします。その場合は、対象者を確認できる研修主催者が発行した開催通知等を提出してください。※12　開催とは、国、東京都、都内の区市町村、都内の地域包括支援センター、東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会及び介護支援専門員等の職能団体が主催（委託事業や共催も含む）であることをいいます。（平成30年度から対象研修の開催主体を拡充しました。）※13　ケアマネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る研修等とは、講師による講義、演習形式の研修会又は講演会や、事例検討会とします。オンライン形式による研修等については、研修等の主催者が受講確認を行っている場合は該当するものとします。なお、研修対象者が「介護支援専門員」又は「主任介護支援専門員」である研修等であっても、以下の研修は該当しないものとします。　　　　**【該当とならない研修】**○他の職種を養成することを目的とした研修（例：認知症地域支援推進員養成研修、認定調査員研修 等）○区市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象とした職員研修のうち、業務内容の説明、業務の流れや段取りに関すること、体制整備に関すること等、職員として業務を行う上で必要な、基本的な知識・技術を習得するための研修は、資質向上の研修とはみなされないため該当しないものとします。（例：東京都地域包括支援センター職員研修事業）○自身のメンタルヘルスやストレス改善に関する研修、マナー・接遇研修○研修のファシリテーターを養成するための研修（特定の研修のファシリテーターを養成する研修であって、ファシリテーターに当該研修の内容や流れ等の説明に留まるものに限る。）○情報交換会、交流会、意見交換会、集団指導・実地指導※14　研修等に講師又はファシリテーターとして参加した場合は、カウントできません。　　　※15　研修のカウント方法は下表のとおりです。　　　　　　**ただし、要件確認の証明書等は、原則、申込年度の前年度の１か年分（４回分）の提出とし、それ以外の年度は指定の様式への記載により確認します。（前年度に４回以上の研修参加実績がない場合は、主任の有効期間内で４回以上実績がある直近の１か年分を提出）**　　　　　 なお、新型コロナウイルス感染症の影響による研修中止等のため、令和元年度及び令和２年度において回数を満たさない場合の取扱いは※18のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 回数のカウント方法 |
| ①受講対象者全て【本則】 | 直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から研修申込日の属する年度の前年度までの期間に毎年度４回以上(例) 令和元年度に主任更新研修を修了し、令和５年度に2回目の主任更新研修を受講する場合主任更新研修修了年度研修申込年度

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和元年度(2019年度) | 令和２年度(2020年度) | 令和３年度(2021年度) | 令和４年度(2022年度) | 令和５年度(2023年度) |
| (算定対象外) | ４回 | ４回 | ４回 | (算定対象外) |

毎年度４回以上 |
| ②平成27年度までに主任研修を修了した者【経過措置】 | 主任研修を修了した年度（主任研修を修了した日以降に限る。）から研修申込日の属する年度の前年度までの期間に年平均４回以上(例) 平成27年度に主任研修を修了し、令和5年度に主任更新研修を受講する場合（本来の有効期限は令和3年度だが、資格特例措置により令和6年度まで資格を喪失しない取扱いの場合）研修申込年度主任研修修了年度

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| H27年度(2015) | H28年度(2016) | H29年度(2017) | H30年度(2018) | R元年度(2019) | R2年度(2020) | R3年度(2021) | R4年度(2022) | R5年度(2023) |
| ２回 | ４回 | ５回 | ６回 | ４回 | ３回 | ４回 | ４回 | (算定対象外) |

年平均４回以上（（2回＋4回＋5回＋6回＋4回＋3回＋4回＋4回＝32回）／８か年＝年平均４回） |

※平成27年度までに主任研修を修了した者は、①②のいずれか一方を満たせば対象とします。　（平成27年度までに主任研修を修了した者は、本来の主任介護支援専門員の有効期限が満了しているため、②の経過措置対象者は資格特例措置対象者に限られます。） **(ｲ)　日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会、日本介護支援専門員協会が開催する全国大会、東京都介護支援専門員研究協議会が開催する研究大会又は東京都社会福祉協議会が開催するアクティブ福祉において、ケアマネジメントに関する研究の演習発表等の経験がある者（※16）**　　　※16　団体発表の場合は当該発表の「代表者」の場合のみ対象とします。**(ｳ)　日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー****(ｴ)　主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、東京都が適当と認める者(※17)**　　※17　東京都が適当と認める者とは、「主任の有効期間内に主任更新研修の講師又はファシリテーターの経験が毎年度１回以上ある者」及び「新型コロナウイルス感染症の影響による研修中止等のため、令和元年度及び令和２年度において３(ｱ)の研修等参加回数を満たさない者で、※18の要件を満たす者」をいいます。「講師又はファシリテーターの経験が毎年度１回以上」とは、直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から研修申込日の属する年度の前年度までの期間に毎年度１回以上あることをいいます。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による研修中止等のため、令和２年度において講師やファシリテーターの経験を満たさない者で、講師又はファシリテーターの経験が令和２年度以外（令和４年度主任更新研修対象者の場合、主任研修又は主任更新研修修了日の属する年度の翌年度から令和元年度までの期間及び令和３年度）に毎年度１回以上ある者については、要件に該当するものとします。　　　※18　新型コロナウイルス感染症の影響による研修中止等のため、令和元年度及び令和２年度において３(ｱ)の研修等参加回数を満たさない場合で、以下の取扱いを満たす者は(ｴ)に該当する者として扱います。なお、以下の要件を満たさない場合においても、区市町村が認める要件に該当する場合は(ｵ)に該当します（区市町村が認める要件については、勤務先の所在地がある区市町村に御確認ください。）。また、要件確認の証明書等については、※15に準じた取扱いとします。＜令和5年度の取扱い＞新型コロナ特例措置により、研修受講回数のカウント方法については以下の取扱いとします。①直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から平成30年度までの期間及び令和３年度について、(ｱ)に定める研修等に毎年度４回以上参加している。②令和元年度において、(ｱ)に定める研修等に２回以上参加している。③令和２年度において、(ｱ)に定める研修等に１回以上参加している。（但し、令和元年度及び令和２年度において回数を満たさない場合は、令和３年度から研修申込日の属する年度までの前年度までの期間について、(ｱ)に定める研修等の年度別参加回数から４回を引いた回数を令和元年度及び令和２年度の不足回数に充当することを可能とする。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 回数のカウント方法（新型コロナ特例措置） |
| 令和５年度 |  (例１)平成28年度に主任更新研修を修了し、令和4年度に2回目の主任更新研修を受講する場合（本来の有効期限は令和3年度だが、資格特例措置により令和6年度まで資格を喪失しない取扱いの場合）研修申込年度主任更新研修修了年度

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| H28年度(2016)  | H29年度(2017) | H30年度(2018) | R元年度(2019) | R2年度(2020) | R3年度(2021) | R4年度(2022) | R5年度(2023) |
| (算定対象外) | ４回 | ５回 | ３回 | １回 | ４回 | ４回 | (算定対象外) |

毎年度４回以上令和２年度は１回以上参加で該当令和元年度は２回以上参加で該当毎年度４回以上（例2）令和元年度、2年度で研修受講回数が不足する場合　※上段：実際の受講回数、下段：年度間振替後の受講回数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| H28年度(2016)  | H29年度(2017) | H30年度(2018) | R元年度(2019) | R2年度(2020) | R3年度(2021) | R4年度(2022) | R5年度(2023) |
| (算定対象外) | ４回 | ５回 | １回 | ０回 | ５回 | ５回 | (算定対象外) |
| ２回（+1） | １回（+1） | ４回（-1） | ４回（-1） |

 |

　　　　　**(ｵ)　その他、主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、区市町村が認める要件に該当する者（※19）**　　　※19　その他区市町村が認める要件は、勤務先の所在地がある区市町村（別紙２(25～26頁））に御確認ください。 |

令和元年度・２年度で回数が足りない場合、令和３年度以降の各年度５回目以上の回数を充当可能（下段）